佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月29日

日ノ峯ダムの管理に関すること(武雄土木事務所に限る。)並び

に岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム及び中木庭ダムの管理に

関すること(鹿島土木事務所に限る。)。

佐賀県知事 古 川 康

### 佐賀県規則第25号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則 佐賀県土木事務所設置規則(昭和29年佐賀県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土	第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土
木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。	木事務所の工務課の分掌事務にあっては、港湾関係を除く。
総務課	総務課
(1)~(10) 略	(1)~(10) 略
管理課	管理課
(1) 略	(1) 略
(2) 道路、河川及び海岸の管理に関すること(唐津土木事務所に	(2) 道路、河川及び海岸の管理に関すること。
あっては、道路、河川及び海岸の維持及び修繕に関することを	
<u>含む。)</u> 。	
(2)の2 略	(2)の2 略
(3) 伊岐佐ダム及び平木場ダムの管理(操作及び維持を除く。以	(3) 伊岐佐ダム及び平木場ダムの管理(操作及び維持を除く。以
下この号において同じ。) に関すること (唐津土木事務所に限	下この号において同じ。) に関すること ( 唐津土木事務所に限
る。) 竜門ダム、有田ダム <u>及び</u> 都川内ダムの管理に関すること	る。) 竜門ダム、有田ダム <u>、</u> 都川内ダム <u>及び井手口川ダム</u> の管
(伊万里土木事務所に限る。) 本部ダム、矢筈ダム及び狩立・	理に関すること(伊万里土木事務所に限る。)本部ダム、矢筈

庭ダムの管理に関すること(鹿島土木事務所に限る。)。

ダム及び狩立・日ノ峯ダムの管理に関すること(武雄土木事務

所に限る。) 並びに岩屋川内ダム、深浦ダム、横竹ダム及び中木

改正前
(4)~(20) 略
用地課
(1)~(4) 略
工務課
(1)~(5) 略

2 佐賀十木事務所の用地第一課、用地第二課及び用地第三課の分 掌事務は、次のとおりとする。

#### 用地第一課

土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく事業認定申請及び 十地収用裁決申請のうち用地事務に関すること並びに用地第二課 及び用地第三課の所掌に属しない事務に関すること。

#### 用地第二課

前項の用地課の各号に掲げる事務(用地第三課の所掌に係る地 域以外における事務に限る。) に関すること。

# 用地第三課

前項の用地課の各号に掲げる事務(佐賀市(国道34号以南、か つ、国道208号及び県道佐賀空港線以西の地域で川副町及び東与賀 町の区域を除く地域に限る。)、多久市及び小城市における事務に 限る。) に関すること。

### 3~5 略

- 6 佐賀土木事務所の河川課の分掌事務は、第1項の工務課の各号 に掲げる事務(河川事業、海岸事業及び港湾事業に関する事務に 限る。)に関することとする。
- 7 唐津土木事務所の道路整備課及び河川課の分掌事務は、次のと 7 唐津土木事務所の道路整備課及び河川課の分掌事務は、次のと

改正後

(4)~(20) 略

用地課

(1)~(4) 略

工務課

(1)~(5) 略

2 佐賀十木事務所の用地第一課、用地第二課及び用地第三課の分 掌事務は、次のとおりとする。

#### 用地第一課

土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく事業認定申請及び 十地収用裁決申請のうち用地事務に関すること並びに用地第二課 及び用地第三課の所掌に属しない事務に関すること。

#### 用地第二課

前項の用地課の分掌事務に掲げる事務(用地第三課の所掌に係 る地域以外における事務に限る。) に関すること。

# 用地第三課

前項の用地課の分掌事務に掲げる事務(佐賀市(国道34号以南、 かつ、国道208号及び県道佐賀空港線以西の地域で川副町及び東与 賀町の区域を除く地域に限る。)、多久市及び小城市における事務 に限る。) に関すること。

### 3~5 略

- 6 佐賀土木事務所の河川課の分掌事務は、第1項の工務課の分掌 事務に掲げる事務(河川事業、海岸事業及び港湾事業に関する事 務に限る。)に関することとする。

改正前	改正後
おりとする。	おりとする。
道路整備課	道路整備課
第1項の工務課の分掌事務 <u>の第1号から第3号まで及び第5号</u> に掲げる事務(河川課の所掌に係る事務を除く。)に関すること。	第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務(河川課 <u>及び港湾課</u> の 所掌に係る事務を除く。)に関すること。
河川課	河川課
第1項の工務課の分掌事務 <u>の第1号から第3号まで及び第5号</u> に掲げる事務(河川事業及び海岸事業に関する事務に限る。)に 関すること。	第1項の工務課の分掌事務に掲げる事務(河川事業及び海岸事 業に関する事務に限る。)に関すること。
8~10 略	8~10 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。